

○彦根市子ども・若者支援地域協議会設置要綱

(平成 28 年 12 月 27 日告示第 286 号)

改正 平成 29 年 4 月 1 日告示第 101 号

平成 29 年 9 月 5 日告示第 207 号

令和元年 11 月 12 日告示第 112 号

令和 2 年 4 月 1 日告示第 96 号

(設置)

第 1 条 子ども・若者育成支援推進法(平成 21 年法律第 71 号。以下「法」という。第 19 条第 1 項の規定に基づき、社会生活を円滑に営む上での困難(子どもの貧困を含む。以下同じ。)を有する子ども・若者を包括的に支援するため、彦根市子ども・若者支援地域協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の支援に係る情報交換および連絡調整に関すること。
- (2) 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の支援に必要な体制の整備に関すること。
- (3) 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の支援に関する調査研究、研修および広報啓発に関すること。
- (4) その他協議会の設置目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 協議会は、別表に掲げる関係機関等をもって組織する。

- 2 協議会の委員は、別表に掲げる関係機関等の代表者(学識経験者その他の者にあつては、当該者)とし、市長が委嘱する。
- 3 協議会の委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(子ども・若者支援調整機関)

第 4 条 法第 21 条第 1 項に規定する子ども・若者支援調整機関(以下「調整機関」という。)は、彦根市子ども未来部子ども・若者課とする。

- 2 調整機関は、協議会に関する事務を総括するとともに、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対する支援の実施状況を把握し、必要に応じて関係機関等の連絡調整を行う。
- 3 市長は、調整機関に係る事業の全部または一部を委託することができる。

(守秘義務)

第 5 条 協議会の事務に従事する者または協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(その他)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、協議会が別に定める。

付 則

この告示は、平成 28 年 12 月 27 日から施行する。

付 則(平成 29 年 4 月 1 日告示第 101 号)

この告示は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 29 年 9 月 5 日告示第 207 号)
この告示は、平成 29 年 9 月 5 日から施行する。

付 則(令和元年 11 月 12 日告示第 112 号)
この告示は、令和元年 11 月 12 日から施行する。

付 則(令和 2 年 4 月 1 日告示第 96 号)
この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 3 条関係)

区分	分野	関係機関等
国および地方公共団体の機関	国	彦根公共職業安定所
	地方公共団体	滋賀県彦根警察署
		滋賀県立精神保健福祉センター
		滋賀県湖東健康福祉事務所
		滋賀県彦根子ども家庭相談センター
		滋賀県立高等学校
		滋賀県立甲良養護学校
		彦根市企画振興部
		彦根市福祉保健部
		彦根市子ども未来部
		彦根市産業部
		彦根市教育委員会事務局
彦根市立小中学校		
特定非営利活動法人 その他の団体	教育	彦根市保育協議会
		彦根市内私立幼稚園・認定こども園
		彦根市内私立高等学校
		彦根市内大学
	福祉	彦根市社会福祉協議会
		彦根市民生委員児童委員協議会連合会
	医療	一般社団法人彦根医師会
	矯正または更生保護	彦根保護区保護司会
		彦根市青少年指導員会
	法曹	滋賀弁護士会
	雇用	彦根商工会議所
	地域	彦根市青少年育成市民会議
		彦根市 P T A 連絡協議会
	学識経験者その他の者	市長が別に指名する者